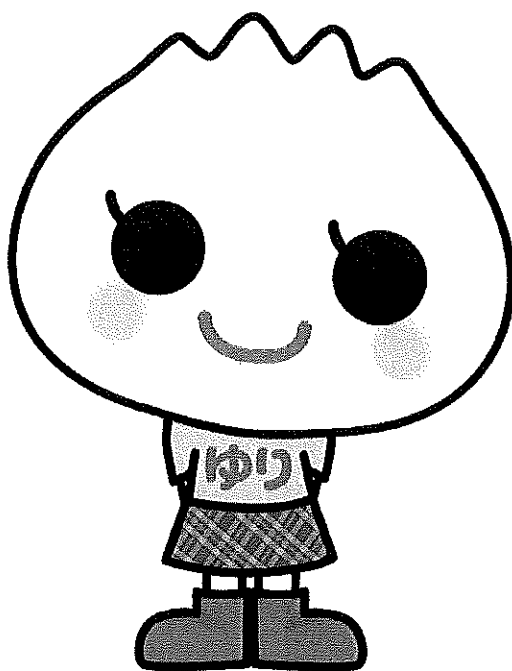


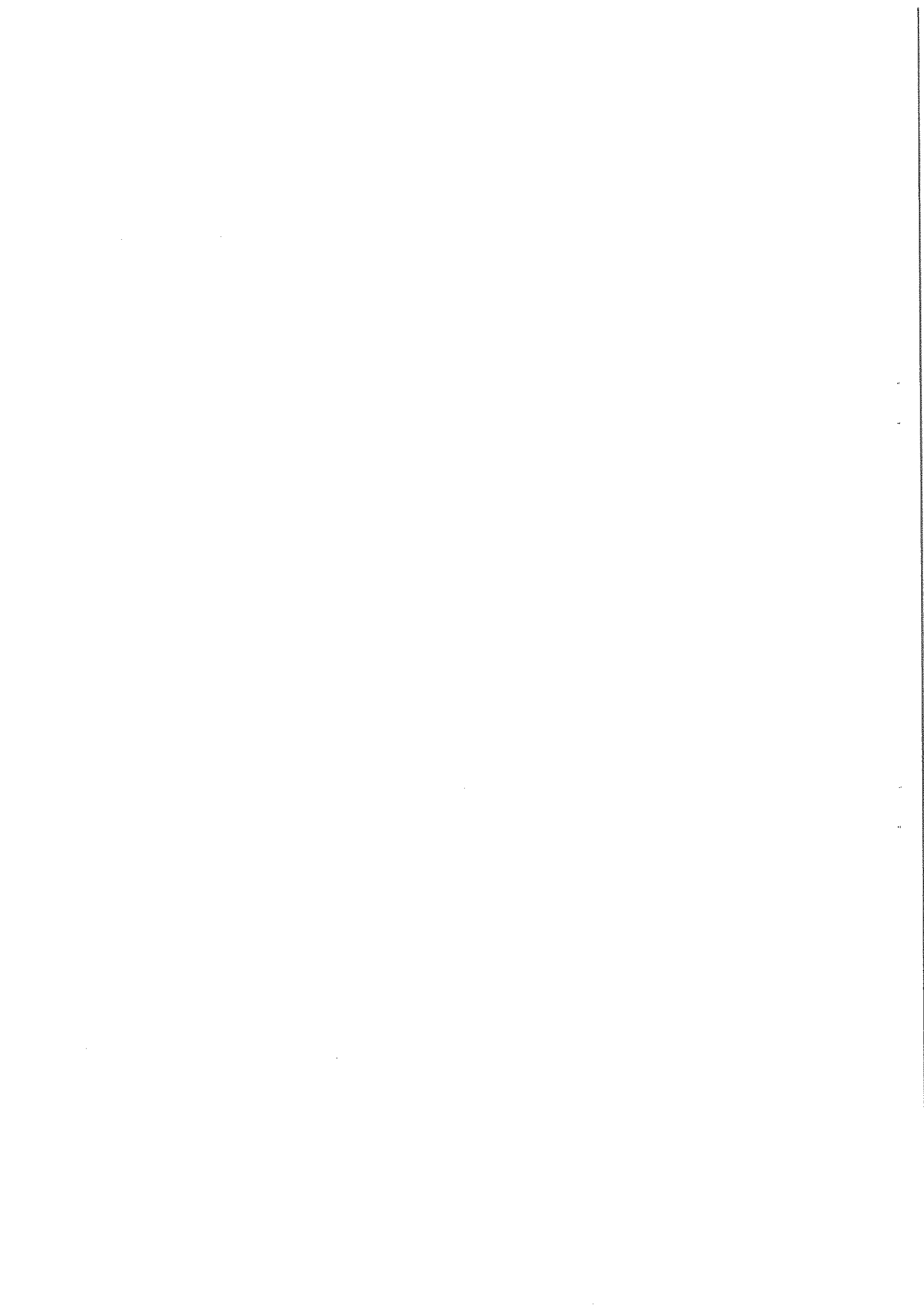
第6期地域福祉実践計画

(計画期間：令和3年度～令和7年度)



令和3年3月

社会福祉法人 真狩村社会福祉協議会



はじめに

現代の社会は、人口減少や少子高齢化が進行するとともに、家族や地域で相互に支えあう機能が弱まり、社会的孤立など福祉における課題は、より多様化・潜在化してきております。

こうした背景もあって、地域福祉を進める中核的な団体として社会福祉協議会の存在意義はますます高まってきております。

真狩村社会福祉協議会では、村が定めた地域福祉計画の基本理念である「思いやり・支え合い みんなでつくるまちづくり」を基本目標として、令和3年度から5か年間の行動計画である「第6期地域福祉実践計画」を策定いたしました。

当会では、この計画に基づいて地域福祉の実現に向けた取り組みを行っていくこととなります。

本計画を推進していくためには、地域での支え合いを通して、住民や社会福祉関係者がお互いに協力し合い、福祉課題解決に取り組んでいくことが必要であります。

地域住民が安心して暮らし続けられるよう、基本目標に向かって役職員一同取り組んで参りたいと考えております。

地域住民のみなさまをはじめ、各団体・関係機関のみなさまのご支援・ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

令和3年3月

社会福祉法人真狩村社会福祉協議会
会 長 福 田 恵 子

目 次

1	計画策定にあたって	
(1)	計画策定の目的	1
(2)	計画の位置づけ	2
2	基本目標と基本計画	
(1)	基本目標 ～思いやり・支え合い みんなでつくるまちづくり～	3
(2)	基本計画	3
3	地域福祉の現状と課題	
(1)	住み慣れた地域で暮らし続けるため	4
(2)	これから重要性の増す事業	4
(3)	社会的孤立への対応	5
(4)	支え合いと情報の共有	5
4	実践事業と年度別計画	
(1)	基本計画1 住民一人ひとりの生活課題を受け止め、生活を支えるための体制づくり	6～7
(2)	基本計画2 みんなで支え合う地域づくり	8
(3)	基本計画3 地域づくりを主体的に担う人づくり	9
(4)	基本計画4 地域に理解され、地域福祉の推進をするための組織づくり	10～11

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の目的

近年の少子高齢化・高齢者世帯の増加は歯止めがかかることはなく、人間関係の希薄化などによる相互扶助機能の低下はさらに進み、地域の経済においては担い手が不足するなどの社会問題が浮き彫りとなってきております。

そのような背景のもと、福祉課題は性別、世代の枠を超えてますます多様化・複雑化してきており、多岐にわたる福祉ニーズを受け止め、支援するための体制づくりが求められております。

国では、平成29年の改正社会福祉法により、「地域共生社会」の実現に向けて「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備を推進しております。

地域で起きた、さまざまな問題を他人事ではなく、「我が事」として「丸ごと」受け止め、制度や分野を超え、「支え手」「受け手」に分かれることなく、支え合いながら、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

本会では、こうした動向や第5期までの地域福祉実践計画での取り組みを踏まえ、村の策定した第3期地域福祉計画との連携を図りながら、行政・関係機関・団体との連携・協働により「ともに支え助け合う地域」「誰もが安心して暮らせる地域」を目指し、福祉のむらづくりを推進していくための「第6期地域福祉実践計画」を策定いたしました。

(2) 計画の位置付け

村の定める地域福祉計画は、市町村が地域福祉推進のあり方を具体化するための計画であり、平成30年の社会福祉法第107条の改正により、任意とされていた策定が努力義務となりました。さらに、福祉の各分野(高齢、障害、子ども等)における共通事項を横断的に記載する「上位計画」として位置づけられるものとなりました。

一方で、地域福祉実践計画は、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」としてその役割を果たすため、社会福祉協議会が策定する実践的な計画とされております。

真狩村及び真狩村社会福祉協議会では令和3年度から令和7年度までを計画期間として両計画を策定いたしました。当会といたしましては、生活・福祉課題の認識を真狩村と共有しながら、効果的に地域福祉を推進することを目指してまいります。

2 基本目標と基本計画

(1) 基本目標

～ 思いやり・支え合い みんなでつくるまちづくり ～

第6期地域福祉実践計画の期間内に取り組むべき「基本目標」は、真狩村の定めた地域福祉計画と歩調を同一にすることから、その基本理念である「思いやり・支え合い みんなでつくるまちづくり」とさせていただきます。

「思いやり・支え合い」の主体は地域住民であり、この基本目標に向けた「まちづくり」を村民みんなで実践して創り上げていくことを目標としております。

少子高齢化の社会にあって、住み慣れた地域で誰もが安心して生活できる地域づくりを目指し、この基本目標の達成のため4つの基本計画を定めました。

(2) 基本計画

① 住民一人ひとりの生活課題を受け止め、生活を支えるための体制づくり

誰もが地域で、自分らしく安心して自立した生活ができるように、福祉サービスの提供、権利擁護の推進、生活困窮者への支援、相談支援体制の整備に努めます。

② みんなで支え合う地域づくり

住み慣れた地域で、誰もが安心して生活ができるまちづくりのために、地域住民がともに支え合う関係づくりを推進してまいります。

③ 地域づくりを主体的に担う人づくり

地域福祉への理解と関心を深める取り組みを行い、地域福祉活動やボランティア活動を推進し、福祉ニーズ・社会資源の把握により、地域で支え合う仕組み・体制づくりに努めます。

④ 地域に理解され、地域福祉の推進をするための組織づくり

社会福祉協議会として、組織体制の強化と役職員の資質向上に努め、地域福祉を推進する団体として地域に理解され、信頼される組織づくりを目指します。

3 地域福祉の現状と課題

(1) 住み慣れた地域で暮らし続けるため

少子高齢化に加え地方の過疎化が進むにつれ、高齢者のみの世帯が地域に残り、さらに、高齢化の進行により認知症等が増え、身体機能の低下などもあり、移動交通・買物・除排雪など日常生活が困難となっている方が増加しております。

当村のように小さな村では、商店店舗など社会的な機能が減少、さらには、担い手など、支援が必要な人を支える仕組みが不足してきております。

今回、計画策定にあたってのアンケート調査中、「お住いの地域で、気になるところは？」の問いに対して、ほぼ半数の方が「買物など日常生活が不便」「交通手段が少ない」と回答しており、この地域で暮らすための課題として予想されていたものであります。

一方で、真狩村について「とても暮らしやすい」「どちらかと言えば暮らしやすい」の回答が合わせて75.3%、「これからも暮らしていきたい」「これからも暮らしたいが、事情によってわからない」を合わせると83.5%と、どちらも高い比率でありました。

これらの結果から、日常生活において気になるところはあるものの、住み慣れたこの地域で暮らし続けたいと、多くの方が希望をしていると思われ、この地域での課題を少しでも解消するための取り組みがさらに必要と考えます。

(2) これから重要性の増す事業

アンケート調査の結果、社会福祉協議会の事業で認知度が低かったものとしては、「生活支援コーディネーター業務 13.1%」、「権利擁護関係（日常生活自立支援事業 26.2%、成年後見制度 36.1%、金銭管理等支援事業 16.4%）」及び「生活困窮者資金借入関係（生活福祉資金制度 21.3%、愛情金庫貸付事業 11.5%）」などでありました。

前項目で記載のとおり、これからは独居及び高齢のみの世帯が増えていくことが想定され、いろいろな面において一人で解決のできない高齢者・認知症の方等を支える仕組みがさらに必要になると考えられます。

このことから、以上の3つの業務はより重要性が増していくと思われれます。

基本目標に向けて地域で支え合う仕組みを構築するためには、これらの事業の周知と充実を図っていくことが必要と考えます。

(3) 社会的孤立への対応

当会では、誰もが社会とのつながりを広げられるよう、「サロン事業」など地域での交流機会の促進を行っています。

現代社会では、世代を問わずに若年層から中高年層までの方の引きこもり、閉じこもりになりがちな高齢者などの「社会的孤立」が問題となっています。このような状態にある方は、それぞれが異なる事情を抱え、日々、孤立の中で生活していると思われま

す。また、そのような方やご家族は、悩みや苦しみを抱え込むことが多く対象の把握が困難であったり、声をかけることが難しく行事・事業に参加していただけないケースがほとんどであります。

誰もが、安心して過ごせる場や、自らの役割や生きがいを感じられる機会があることは、生きていくための基盤となるはず

です。みんなで支え合う、地域共生の社会の実現のためには、このように孤立しがちな人たちが社会とのつながりを回復させるための方策について、さらに検討をする必要があると考え

(4) 支え合いと情報の共有

この地域で、誰もが安心して暮らしていくため、さらには、地域で支え合う体制の構築のためには、地域福祉計画・地域福祉実践計画の目標である「思いやり・支え合い みんなでつくるまちづくり」を全村一体となって実践することが必要であります。

地域福祉の増進のため、地域住民・行政機関・福祉関係機関、そして地域見守りネットワークなどを通しての村内外各事業所は、相互に協力しているところであり、これからはそのつながりをより強固にしていく必要があります。

そこで、関係者同士のつながりや情報についての現状ではありますが、個々のケースや福祉事業、村等の受託事業を進めるにあたって、必要な情報を得ることができずにその対応に困惑することがあります。

関係機関が持つ個人情報には当然守らなければなりません。しかし、それにより、「守らなければならない地域住民」のために必要な情報を取得できないケースが生じることがあります。

みんなで支え合うまちづくりのためには、関係者同士本当に必要な情報を的確に・迅速に共有し合っている環境づくりが必要と考え

4 実践事業と年度別計画

(1) 基本計画 1

住民一人ひとりの生活課題を受け止め、生活を支えるための体制づくり

少子高齢化の進行により地域での世帯環境等が大きく変化し、社会的孤立や生活困窮をはじめ住民の生活課題は多様・複雑化してきております。今後も住み慣れた環境で安心して生活していくための体制づくりを進めてまいります。

在宅におけるサービスとして、高齢者等が、日常生活を送るうえで必要な移動のお手伝い・除雪費の助成・紙パンツ等の用品の支給・一時的に必要となる車いすなどの福祉用品の貸出・孤独になりがちな高齢者への訪問など日々の暮らしにつながる支援を行います。

また、権利擁護関係では「成年後見制度」の周知・推進、「日常生活自立支援事業」及び「金銭管理等支援事業」の活用により判断能力の不十分な住民への支援に取り組んで参ります。

さらに、地域住民が安心して生活することができるよう心配ごと相談業務、生活資金が必要となった場合の資金の貸付支援及び道社協への窓口業務を行います。

実践目標1 在宅福祉サービスの充実・推進

○：実施

△：調査・検討

実践事業	事業内容	年度別計画(令和)				
		3	4	5	6	7
1 在宅高齢者訪問活動事業	家に閉じこもりがちな高齢者のみの世帯を対象に、自宅を訪問し、日常会話を交わしながら孤独感の解消を図り、安否の確認を行います。(村事業の受託)	○	○	○	○	○
2 高齢者等紙パンツ等支援事業	常時紙パンツ等(紙パンツ及び尿とりパット)を必要とする高齢者等に対し、紙パンツ等を支給することにより、高齢者等及びその家族への経済的な援助を行います。	○	○	○	○	○
3 除雪介護サービス事業	高齢や障害により冬期間の除雪が困難な世帯に対し除雪に係る経費の一部を助成します。(対象者の収入基準あり)(村事業の受託)	○	○	○	○	○
4 福祉機器貸出事業	在宅高齢者等の日常生活での便宜を図り、福祉の増進に資することを目的に、電動ベットや車いす、歩行器の貸し出しを無償で行います。	○	○	○	○	○
5 安心カード事業	高齢者世帯に個人記録情報が載ったカードを設置し、緊急事態発生時における迅速な対応ができる体制を目指します。	○	○	○	○	○

実践目標2 相談機能強化と情報把握

実践事業	事業内容	年度別計画(令和)				
		3	4	5	6	7
1 心配ごと相談業務	低所得者などの生活上のあらゆる心配ごとの相談に応じ、社会資源を効果的に活用するなど、その問題解決のための相談業務を行います。	○	○	○	○	○

実践目標3 買い物、通院等に係る移動手段の支援

実践事業	事業内容	年度別計画(令和)				
		3	4	5	6	7
1 愛の送迎サービス	80歳以上の高齢者のみの在宅生活者で、歩行が困難で車等交通手段のない方に対し、日常生活における外出手段の確保と利便性の向上を図るため、通院や買い物などの送迎を行います。	○	○	○	○	○
2 福祉タクシー利用助成事業	身体に障害のある方及び運転免許証を自主返納した高齢者に対して、申請によりタクシーの利用助成券を交付し、費用の一部を助成します。(村事業の受託)	○	○	○	○	○

実践目標4 権利擁護体制の推進

実践事業	事業内容	年度別計画(令和)				
		3	4	5	6	7
1 日常生活自立支援事業	認知症、知的障害、精神障害等により日常生活での判断能力に不安がある在宅生活者を対象に、自立した生活が送れるよう利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用助成、日常生活の相談や金銭管理などの援助を行います。(道社協事業の受託)	○	○	○	○	○
2 真狩村金銭管理等支援事業	在宅生活者及び高齢者生活支援ハウス等施設入所者で、日常生活を行う上での判断能力に不安のある方を対象に、金銭管理を主とした支援を行います。	○	○	○	○	○
3 法人後見受任業務	認知症、知的障害等により判断能力が十分でない方の権利や財産を守るため、成年後見制度における法人後見事業を実施します。法人後見の受任により、成年被後見人等の身上監護や財産管理を行いその権利を擁護するための実務を行います。また、法人後見事業の適切な運営を図るため、法人後見運営委員会を設置運営します。	○	○	○	○	○
4 真狩村生活サポートセンター事業	認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人に、地域でできるだけ安心して生活が送れるよう、成年後見制度など権利擁護を的確に利用できるように支援を行います。(村事業の受託)	○	○	○	○	○

実践目標5 生活困窮となった方への支援

実践事業	事業内容	年度別計画(令和)				
		3	4	5	6	7
1 愛情金庫貸付事業	一時的に生活資金が必要となった低所得者世帯に対して、経済的自立と福祉の増進を図ることを目的に、3万円を限度に無利子で貸付を行います。	○	○	○	○	○
2 生活福祉資金貸付事業	一時的に生活に困窮している要援護者や離職者の自立支援を図ることを目的とし、その制度の周知、相談対応、貸付支援等を行います。(道社協事業の受託)	○	○	○	○	○

(2) 基本計画 2

みんなで支え合う地域づくり

住み慣れた地域で、健康で自立した生活ができるむらづくりは重要であります。

これまでの地域住民同士の関係を維持しながら、介護予防、生きがいをづくりを通しての新たな絆づくりや、地域や行政と協働した福祉のむらづくりを推進してまいります。

地域で楽しく暮らすため、「菜園作りから絆づくりまで」「健康づくり・心身をリフレッシュするための体操」など、定期的な交流を通しての仲間づくりの機会を進めてまいります。

また、地域福祉を支える団体、さらには、会員数の減少が顕著である福祉関係団体の活性化のために、助成及び協力・支援を行ってまいります。

さらに、各自治会・組織団体への呼びかけにより、美しい地域・環境づくりに努めてまいります。

実践目標1 地域サロン事業等交流機会の促進

実践事業	事業内容	年度別計画(令和)				
		3	4	5	6	7
1 食でつながるプロジェクト	家に閉じこもりがちな方、一人暮らしの高齢者などが、他者との交流や地域に出ることを目的に活動していきます。企画運営はメンバーが中心となって行います。(月1回程度の活動)	○	○	○	○	○
2 マツカリフレッシュ体操	サロン事業のひとつとして通信カラオケ機器を活用し、「体を動かす、心を動かす」健康づくりや介護予防、心身のリフレッシュ・脳機能及び口腔機能向上のための体操等を月2回集まって楽しみながら行います。	○	○	○	○	○
3 サロンの開放	保健福祉センターの和室等を、住民同士の交流を目的として、どなたでもご自由にお使いいただけるよう開放していきます。	○	○	○	○	○

実践目標2 地域福祉を支える団体への活動支援

実践事業	事業内容	年度別計画(令和)				
		3	4	5	6	7
1 地域福祉活動費助成事業	地域の福祉活動の向上を図るため、各団体の地域福祉の活動に対して助成を行います。(各町内会、各地区連絡協議会、各学校、子育て団体等へ)	○	○	○	○	○
2 福祉関係団体に対する協力・支援	老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会、遺族会等福祉関係団体の主要活動への支援を行います。	○	○	○	○	○

実践目標3 環境美化運動

実践事業	事業内容	年度別計画(令和)				
		3	4	5	6	7
1 環境美化運動の実施	期間を設定し、村民・各団体の協力をいただき全村一斉にゴミ拾い等環境美化運動を実施します。(村との共同)	○	○	○	○	○

(3) 基本計画 3

地域づくりを主体的に担う人づくり

地域住民が主体となり、共に楽しく暮らし続けられる地域づくりを目指します。

ボランティアに関する情報の収集と発信を行い、住民に対して支え合いや助け合いの意識の醸成を進めてまいります。また、社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、社会資源の把握やニーズ調査を行いながら、地域で支え合う仕組み・体制を推進してまいります。

実践目標1 地域福祉に関する理解を深めるための取り組み

実践事業	事業内容	年度別計画(令和)				
		3	4	5	6	7
1 ふれあいの集いの開催	子どもからお年寄りまで、世代間を超え住民同士がふれあい、楽しみながら思いやりの心を育むことやネットワークづくりの場を目的として開催いたします。	○	○	○	○	○
2 シルバーフェスティバルの開催	親睦と健康維持増進を目的に、村内に居住する高齢者が集い各種レクリエーションを行います。	○	○	○	○	○

実践目標2 生活支援体制整備事業の推進

実践事業	事業内容	年度別計画(令和)				
		3	4	5	6	7
1 生活支援体制整備事業	地域住民の「支え合い」「助け合い」により、高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるむらづくりを目指します。また、「社会参加」や「介護予防」の場づくり、「生活支援」の提供体制の構築に向けて生活支援コーディネーターを配置し、地域の支え合い活動の基盤づくりに取り組みます。(村事業の受託)	○	○	○	○	○

実践目標3 ボランティア活動の推進

実践事業	事業内容	年度別計画(令和)				
		3	4	5	6	7
1 ボランティア活動推進事業	ボランティア活動の総合的な相談に応じ、登録から需給調整などを行います。	○	○	○	○	○
2 災害ボランティアセンター	真狩村が策定する「地域防災計画」と整合性を図りながら、災害時における社協の役割を明確化していきます。また、災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの整備及び関係機関と連携強化を行います。	△	○	○	○	○

(4) 基本計画 4

地域に理解され、地域福祉の推進をするための組織づくり

社会福祉協議会は「地域福祉の推進」を目的とした、公益性の高い非営利・民間の福祉団体であります。

地域住民に理解され、信頼や社会的な期待に応えるため、組織や事務局の基盤強化と健全な運営を図ってまいります。

当会の会費は貴重な自主財源であります。寄付金・共同募金・歳末助け合い募金等も合わせて財源確保に努め、それらが、地域福祉のために十分に生かせるように努めてまいります。

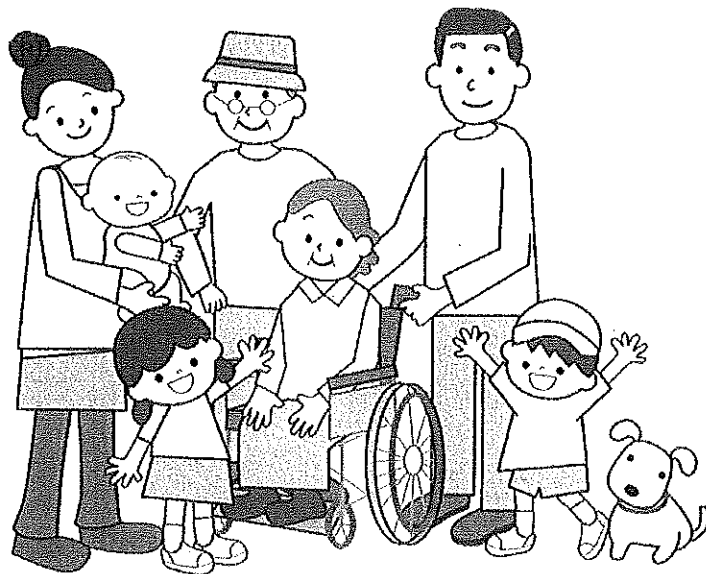
実践目標1 地域に理解される社協づくり

実践事業	事業内容	年度別計画(令和)				
		3	4	5	6	7
1 広報の発行・ホームページでの周知・SNSの活用	福祉活動に対する理解をいただくため、年2回広報誌にて事業・サービスの情報を提供します。ホームページにおいてもリアルタイムでの情報提供に努めてまいります。さらにはSNS等の活用により地域住民の声を聞くなど、開かれた社協を目指します。	△	○	○	○	○
2 イベント用機器貸出事業	地域活動や地域交流活動を支援するため、ポップコーン機の貸出しを行います。	○	○	○	○	○
3 保健福祉センターの指定管理事業	村民の健康保持・健康意識の啓発及び福祉の向上、各種検診・福祉関係業務等を目的とし真狩村が設置している保健福祉センターの管理運営を行います。(村指定管理)	○	○	○	○	○
4 地域見守りネットワーク事業への協力	高齢者及び障がい者などで生活支援の必要な方が地域から孤立することのないよう、住民や様々な団体・事業者の協力を得ながら見守り活動を行います。	○	○	○	○	○
5 小学校新入学児記念品贈呈事業	小学校へ入学する新入学児童に記念品を贈り、元気で楽しい学校生活が送れるように激励します。	○	○	○	○	○

実践目標2 社協組織、事業運営体制の整備・強化

実践事業	事業内容	年度別計画(令和)				
		3	4	5	6	7
1 理事会・評議員会・監査の実施	適正な法人事業運営を行うために理事会、評議員会、定例監査等を開催します。	○	○	○	○	○
2 福祉関係機関との連携強化	地域の多様なニーズに応えるため、福祉関係機関と連携強化をしてまいります。	○	○	○	○	○
3 福祉サービス苦情解決業務	社会福祉協議会の提供する福祉サービスに対する苦情・意見・要望等に対応し、その解決を図り必要な措置を講ずるための業務を行います。	○	○	○	○	○

4	共同募金運動	共同募金助成金は、地域福祉事業の有効な財源となっております。共同募金委員会と連携を図りながら、地域で集めた募金が地域福祉のために活用できるように進めてまいります。	○	○	○	○	○
5	歳末たすけあい助成事業	村内で暮らす75歳以上の独居高齢者などに、明るい年越しを迎えていただけるよう、共同募金委員会と連携を図りながら、年越支援品の配付・商品券贈呈などを行います。各団体へは、年末年始の行事を楽しくするために義援金での支援を行います。	○	○	○	○	○
6	社会福祉協議会会員制度の充実	会員会費制度を理解していただくため、地域福祉の重要性や社会福祉協議会業務の周知に努めます。	○	○	○	○	○
7	役職員の資質の強化	福祉関係の多種多様なニーズに対応するため、研修会及び視察研修の実施、北海道社会福祉協議会等が主催する各種研修会への参加により、役員・職員の資質の向上に努めます。	○	○	○	○	○
8	供花ポスター利用事業	葬儀にあたり、供花ポスター台紙の販売、印刷機器及び人材の派遣を行います。	○	○	○	○	○



第6期地域福祉実践計画(令和3年度～令和7年度)
発行 令和3年3月

社会福祉法人 真狩村社会福祉協議会

〒048-1631 虻田郡真狩村字真狩17番地
真狩村保健福祉センター内
TEL:0136-45-3105 FAX:0136-45-2174
E-mail : m-fukusi.1048@white.plala.or.jp